

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成15年2月12日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年1月29日

相模原市監査委員 田中勝年

同 栗原勤

同 久保田義則

同 岸浪孝志

- 1 監査対象事務
放置自転車等防止対策及び違法駐車等防止対策について
- 2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日
平成15年2月12日
- 3 市長から措置を講じた旨の通知があった日
平成19年1月15日
- 4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容
都市部駐車場対策課所管事務

監査の結果	措置の内容
<p>放置防止対策について、市民の関心や理解、協力を得るための環境づくりにとって、広報活動は大変重要であり、放置防止に関する広報は、「広報さがみはら」への掲載やテレビ広報「相模原るっくあらうんど」による放映、ポスターの掲示等で行われている。</p> <p>市民、関係団体とのパートナーシップの確立・協働のためには、多額の市費を投入している放置防止対策について、「放置行為の弊害」、「移動、保管、処分等の状況」等に関する従来型の情報提供に加え、「放置防止対策に要する費用（税金投入額）」等の費用対効果の判断材料となる情報の提供を行うことで、市民等の関心、理解及び協力を一層深める努力をされたい。</p>	<p>「放置防止対策に要する費用」等に係る情報提供につきましては、平成18年6月15日号の広報さがみはらにおいて、「みんなでつくろう 放置自転車ゼロのまち」と題して放置自転車問題の特集を組み、その中で、放置自転車をなくすための啓発活動や自転車撤去等の放置自転車対策に要する費用と当該費用への多大な税金投入について紹介し、市民の理解と協力をお願いしました。</p> <p>そのほか、放置防止対策に関しましては、戸籍住民課及び出張所で市内転入者に自転車駐車場の案内や自転車等放置禁止区域を掲載したパンフレットを配布するなど広報活動に努めております。また、放置防止の啓発活動につきましては、自転車整理指導員による放置自転車への自転車駐車場案内パンフレットの貼付や放置自転車の整理、放置防止監視員による自転車放置に対する指導及び自転車駐車場への誘導などを行っております。</p> <p>さらに、平成18年度には、橋本駅、相模原駅、相模大野駅などの主要駅において、関係各課や警察署などの関係機関・団体と協力して、交通安全キャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを、また、交通安全の日に併せて自転車駐車場の案内や放置防止に関する啓発活動を積極的に展開しており、特に放置自転車の多い駅周辺については、定期的に職員が早朝から放置防止指導、駐車場利用の案内、チラシの貼付を実施するなど、啓発活動の強化を図っております。</p>